

行こうと、いざれへ行つても、保安といたす。私は決して所管を云々べきものではないと思う。まして鉱山保安といふものは労働條件だけではござん問題であります。鉱業主の眞の責任を持つてやらなければならんと思ひます。そう意味におきましては商工省へ行くのが本当ではないかと思う。いづれへ行きましてもその争いは別といたしまして、保安の意味におきまして、私は一日も早く玉置委員の言われたごとく本案の施行せられることを望みます。又保安委員会及び保安協議会の委員の選出及びメンバーにつきましては、労働條件の向上とか或いは生物学識経験者、私はそれで結構だと思ひます。労働條件の向上とか或いはそり思ひますので、本案の一日も早く通過することを希望いたしまして原案に賛成いたします。

○細川嘉六君 私は本案に反対するものであります。その理由は本案は鉱山労働者の保安を確保するよう述べられておりますけれども、實際は保安についての責任は、鉱業権者にあるのは勿論であるけれども、鉱山内外における安全についての労働者側の意向といふもの、十分に取上げられるようになります。その理由は本案は鉱山労働者の保安を確保するよう述べられておりますけれども、實際は保安についての責任は、鉱業権者にあるのは勿論であるけれども、鉱山内外における安全についての労働者側の意向といふものであります。先程から保安事務がどの省に監督されるかというような問題については議論でありますけれども、それは大したことなしに、むしろ労働者の保安が現実にどう確保されておるかという点にあると思うの

であります。それを確保されていない

から反対するものであります。その他の理由については私ここで述べません。以上であります。

○委員長(小畠哲夫君) 他に御発言もござりますが、専門家の方の御意見を聞いて、討論は終了いたしました。以上でありますから、討論は終了いたしました。

【挙手者多数】

○委員長(小畠哲夫君) 多数を認めます。よつて本案は可決決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、これは委員長における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小畠哲夫君) 御異議なしと認めます。委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

玉置吉之丞 小杉繁安 平岡市三 駒井藤平 山田佐一

○委員長(小畠哲夫君) 次に臨時鉄くず資源回収法案、予備審査のための議案、これを議題といたします。

前回政府側から提案理由の説明は聞

衍して説明を要することがありました。

からこの際にお話し願います。そこで大

きな問題であります。

この法律でござりますようにどういうも

のですが、そういう一元的な回収機関

は使いませんで、只今申しましたよ

う

に、くず化物件を受取るための切符を

貰つたものがそれと自由に交渉する。

只今鉄くずの公定價格がございま

す。

に屑にしてよろしいようなわゆるく

化物件というふうに私共申しております。

存じます。その前に現在の日本の各地

に屑にしてよろしいようなわゆるく

化物件というふうに私共申してお

ります。これがどの程度あるかという問

題でございますが、この問題につきま

しては、実は昨年の八月十五日現在で

調査をいたしました。精細な調査がございまして、どういう地点にどういう

ふうな形で……。くず化物件と申しま

すのは、戦災で焼けました建物、艦艇、

沈没いたしました艦艇、商船など、老

朽の機械、器具というような分類にな

るのでござりますが、どういうような

形でどこに幾らあるか、その所有者は

誰であるかというような精細な調査が

でき上つておりますので、これを基礎

にいたしまして、くず化物件の回収を

いたしたいと思っておる次第であります。

尚二十四年度の鉄の生産計画は、御

承知のように、鋼材で百八十万トンで

ございますが、このためにいわゆるス

チールのスクランプが百八十万トンば

かり、その外に全部で約二百万トンの

銑鉄と百八十万トンのスクランプを原

料といたしまして、鋼材百八十万トン

そういうふうな計画をございますが、大体

計画をやる、鋼材の百八十万トンの外、

特殊鋼は十一万トンというふうにいろ

細かい計画をございますが、大体

五百円で買うといたしますと、Bと

いう業者は三千円で買うという場合が

あると思うのであります。そういう関

係で持主みずから一番有利な態勢でそ

れぞれ処分できる。同時に國家的に申

しますと一番経済的な方法でそのくず

化物件が処理される。そういう点を狙

います。只今申上げました方法におい

て、自由クーポンという思想のやり方

でやつて参りたい、かように存じてお

る次第でございます。

なお戦時中の場合と違いますもう一

つは、戦時中におきましては不用不急

品といふような観念を設定いたしまし

たのであります。

で、鉄くずが各方面に散在しておるならば、それもやはり或る一定の基準の下に整理すべきでないかといふのが私の意見なんです。

○政府委員(始開伊平君) 先程申上げましたように、この特定の工場につきまして、非常にあり過ぎるという点に關して、適当な是正の方法を講ぜべきであるという御意見につきましては全く同感でございまして、先程申上げましたように、過剩在庫活用規則というものがございまして、これは物資需給調整法に基く省令でございますが、これによりまして、先程申上げましたように、復興公團に譲渡命令を出しましてそれが相当ございまして、今日までにそういう方法によりまして、この数量が余計にあり過ぎる所から、或いは不要に持つておる所から、外に廻しました。大体五万トンという数量につきましては、大体五万トンという数量に相成つております。

今後におきましてもそういう事実がございますれば、鉄くず全体の統制ということにならぬに、そういうような別の方法によりまして、局部的に不均衡な点を是正いたすということにやつて参りたいと存じております。

○山田佐一君 今の問題に関連するわ

けで、それともう一つ、いわゆる物資需給調整法によつて過剩在庫の処分をなさる。物資需給調整法では、一ヶ月の所要量の三ヶ月分以上を所有することを得ずとか何とかしてあつたような気がいたします。実情においては三ヶ月分ぐらいの保有ではとても廻つていかんと思います。今度の活用せられる指定工場が、本当に規則通りに行くといふだろう。そういたしますと、臨時物

資給需調整法の根本を変える意思であらば、それもやはり或る一定の基準の業者は又貴つた肩を物資需給調整法で、過剩ストックではないかと言われるを……

○政府委員(始開伊平君) どの程度以上を過剩とみなすべきかという問題につきましては、これは商品によつて何ヶ月分以上というのは運うようでございまして、鐵くずにつきましては、大体半ヶ月分ということにいたしております。まあ御指摘のような心配は實際上は余りないのではないかと思いま

いまして、鐵くずにつきましては、大体半ヶ月分ということにいたしております。まあ御指摘のよだんな心配は實際上は余りないのではないかと思いま

す。

○山田佐一君 まあ大体はその辺で了承いたしましたけれども、もう一つ今日の新聞で見ると賠償撤去が中止になつて、中國に出すのが止めになつたよ

うなことが新聞に出でつたのです

が、今まで賠償撤去として指定せられ

ておつた工場なり何なりといふもの

は、賠償撤去されるというと、不必要

なものになるというが原則であつた

けれども、賠償撤去は中止せられて、

そのままに保有を許されるとする、

このものは不用物資でなくなると思

ますが、その辺に対する御見解はどう

ですか。一遍承つて見たいと思いま

す。

○政府委員(小林英三君) 賠償の指定

解除の問題につきましては、本日の新

聞、昨日のラジオ等によりまして報道

されましたが、いずれ商工省といたし

まして、はつきりしたことにつきまし

ては、近いうちに本委員会において御

説明申上げたいと思います。

○山田佐一君 成るだけ早い時期に一

つお願ひしたいと思います。

○栗山良夫君 これはちよつと政府の

方でお答えになるのは困難かも知れま

せんが、お分りになつておる程度でお

答え願いたい。くず鉄が海外に相当去

ります。そういうふうな関係から考え

ても、日本で使い得るスクラップを向

うにスクラップの形で持つて行くとい

うふうなことはないようと考えてお

ります。それからスクラップの國際的な

と申しますが、需給の関係の問題でござりますが、要するに戦争によりまし

て鉄材の厖大な量が海底に沈むとか、

要するに回収不能になりましたので、

非常に不足だということに從來言われ

ておりますのでござりますが、御承

認のように二月なり、三月なり前から

それ程でもないということになりまし

段々各工場でくず鉄が具体的に手に入れるという時期におきましては、原則と

してそろ多量の過剩在庫とみなすべき

うふうに存じております。と申しま

したが、これは特殊鋼関係のスクリ

ップでございまして、國內では使用

が段々ずれて消費して参りますので、

とうなくず鉄はないようになります。

時期

といふと、半年では不適当だといふこ

とがござりますればよく研究いたしま

して、適当な処置を取りたいと思いま

す。

○山田佐一君 そこで、この工場なり何なりといふもの

は、それ程直接の関係はなからうか

なつておるだけありますと、無用の意味でのもの

とは、それ程直接の関係はなからうか

なつておるだけあります。

○山田佐一君 本の立場から見まして、動かさなければならんようなものは大体において動

くべきだ

が、今まで輸出いたしました。今後の見

込といしましては、普通鋼、簡単に申

しますと、國內で使用の余地のあるス

クラップを海外に出すということは政

府といしましては考えておりませ

ん。それからG·H·Qがどういう方針

を持つかということが、この際重要な

関係がございますが、G·H·Qにおき

つて、中國に出すのが止めになつたよ

うなことが新聞に出でつたのです

が、今まで賠償撤去として指定せられ

ておつた工場なり何なりといふもの

です。

○政府委員(始開伊平君) せんが、この工商委員会としてはあの

問題とは非常に関係があるので、幸い

なつておるだけありますと、應存しております。

○山田佐一君 それともう一つ、この際商工省とし

て或いは外務省の関係かも知れません

が、政務次官もお見えになつております

から、あの賠償撤去といふものは確

実に——確実

といふことはまだ言えま

せんけれども、新聞によつては決つた

というのがあるし、まだ決らんとい

のもあります。その辺の見通しを何ぞ

聞かして頂きたいと思ひます。係が違

うかも知れませんが……

○政府委員(始開伊平君) 只今の御質

問はくす化の問題に關係していると思

うのですが、賠償が撤去になりまして

す。ただ今度のやつは全般的に申しまして、工場なり持主から見ましても、持つておつて困る、生産もできない、たゞ／＼こうしたことであればやつてもいいというような先程から御指摘がございましたようにくず化すべきかどうかということについて、論議のやかましくなる問題もあるかと思ひます。

○政府委員(始開伊平君) 只今御指摘も、それ程損じやない、却つてよいと

いうような場合もあると思われますので、國有物件について相当積極的にやると同時に、この民間の物件につきましても、やつて参りたい。殊に只今調査のできております四十万トンは、これは持主が見まして、これは大体くず化すべきものであるという認定をいたしましたのが主でございます。両方の方も積極的にやるというようなつもりでやつております。

○玉置吉之丞君 これはくず鉄の價格といふものは大体決まっておりますが、

価格補償に充當するような予算を若干認めで貰つたのでございますが、これ

で、これを解体するために、非常に費用がかかる大きなもの、そういうものは

要るということになつて來ると、くず鉄の値段と見合せたら解体料が高くなるというようなのはどこが負担するのですか。

○政府委員(始開伊平君) 只今御指摘になりましたよなものが相当あるの

でございます。嵩が大きいとか、解体しにくいというようなものの例といたしましては、沈没いたしております船

艇、これはくず鉄の量は二十八万トンでございます。嵩が大きい特に金のかかるものにつきましては或る程度まではあります。差当たりは現在の價格で、且つ國庫補助なしに行き得るもの四十万トントンの中で二十四、五万トンぐらゐは、そういうものがあるだろうということ

が、くず化せんで、そのまま使つたの

で、これが解体しなければならんといふことは、嵩が大きなもの、そういうものは

要るということになつて來ると、くず

鉄の値段と見合せたら解体料が高くなる

というような見解のようでございま

す。従いまして現状におきましては、

そういう予算は事務費を除きましてはないと、こういう見解のようでございません。従いまして現状におきましては、嵩が大きいとか、解体しにくいといふようなものの例といたしましては、沈没いたしております船艇、これは嵩が大きい特に金のかかるものにつきましては或る程度まではあります。差当たりは現在の價格で、且つ國庫補助なしに行き得るもの四十万トントンの中で二十四、五万トンぐらゐは、そういうものがあるだろうということ

でございます。嵩が大きい特に金のかかるものにつきましては或る程度まではあります。差当たりは現在の價格で、且つ國庫補助なしに行き得るもの四十万トントンの中で二十四、五万トンぐらゐは、そういうものがあるだろうということ

を考えておきまして、一應スタートいたしましたが、大体むずかしいものをやりますすると、價格の引上げで行くか、或いは消費者負担で行くか、或いは一種の補給金のような形で行くかといふようなことをもう一遍よく考

えて方案を決めなければならないと考えるのであります。

○玉置吉之丞君 一体政府の支拂いと

いうものは遅れがちになつて、皆困つておるのでですが、こういものを仮に予算がないのに艦船を引上げるといふような仕事を民間の人間がやつておられるのですが、こんな仕事をする香氣な男もいないと思う。こういう法案を出して沈んでおきたいだらうと思ひます。値段もそのときの状況によつて引上げるといふよ

うなことを言つても、それを目当てにことになつておるわけでございます。

○玉置吉之丞君 そうすると、損害を経て此処の建物此処の不要物として、それと大体調子を併せてやつておると、こういうことになつております。

○玉置吉之丞君 そうすると、この法案が通りますと、政府が何か審議会の議を経て此処の建物此処の不要物と、民間の物を指示するわけですか。

○政府委員(始開伊平君) 政府が指示

するのではないか。その点一つ……。

○玉置吉之丞君 そうすると、屑であらがいじやないかといふようなことを認めで貰つたのを基礎に

これがくず化すべきものだと、いうふうな罰金と、相当苛

酷な罰が書いてあるが、これはどこか

ら割り出して來たものか。外の制裁か

ら見ると相當重いように思ひます。余り例のないような重刑だと思います。

○玉置吉之丞君 この第十四条に罰則の規定がございますが、第三條、並びに第十二条に違反した者は十年以下の懲役又は十万円以下の罰金と、相当苛

酷な罰が書いてあるが、これはどこかの規定がございますが、第三條、並びに第十二条に違反した者は十年以下の懲役又は十万円以下の罰金と、相当苛

酷な罰が書いてあるが、これはどこか

ら見ると相當重いように思ひます。余り例のないような重刑だと思います。

○玉置吉之丞君 こういふ罰金と、相当苛酷な罰が書いてあるが、これはどこか

ら見ると相當重いように思ひます。余り例のないような重刑だと思います。

○玉置吉之丞君 この罰則の規定がございますが、第三條、並びに第十二条に違反した者は十年以下の懲役又は十万円以下の罰金と、相当苛

酷な罰が書いてあるが、これはどこか

ら見ると相當重いように思ひます。余り例のないような重刑だと思います。

○玉置吉之丞君 そうすると、屑であらがいじやないかといふようなことを認めで貰つたのを基礎に

これがくず化すべきものだと、いうふうな罰金と、相当苛

酷な罰が書いてあるが、これはどこか

ら見ると相當重いように思ひます。余り例のないような重刑だと思います。

○玉置吉之丞君 そうすると、屑であらがいじやないかといふようなことを認めで貰つたのを基礎に

これがくず化せんで、そのまま使つたの

が、くず化せんで、そのまま使つたの

たもののが決つております前に、それで從來この法律が施行されます前に若干はんのぼつへとござりますが、いわゆるくず化物件の解体を行われております。その場合、普通の場合は解体の費用を差引きまして、大体この所有者の手取になりますものが七、八百円からまあ千円くらいというふうなるとなる場合が非常に多いようござります。

○細川嘉六君 そうすると、値段は誰が決めおるのか。その値段が押付けられるようになりますがしませんか。

○政府委員(始閑伊平君) 値段は先程もちよつと御説明申上げましたので

それが、そのくず化物件を貰い取る者と、

それからその所有者とが相談して決められる。その場合に持主の手取がいくらになるかということは、つまり工賃が非常に余計にかかるかどうかというこ

とも関連いたして参りますでしよう

し、それからできたスクレッパーをどう

いう用途に使うかという点によりまし

ても違つて参ります。例えば五人なら

五人の買手があるといたしまして、そ

れぞれの買手がスケールによつて皆違

うと思うのであります。その中で一番

有利なところへ持ち主としては賣つて

よろしい。場合によりましては非常に

解体の手数が少なくて済むというよ

ることで、使用者が自分で解体して屑

にして賣りたいというような場合におきましては、所有者が自分で解体をす

るといふことも認める、こういうふうな構想になつております。

○細川嘉六君 もう一つ伺いたいのは

余り行なわれないといふような話であ

制的に賣渡さなければならないといふ

ような命令を出し得ることになつてお

ります。

○委員長(小畠哲夫君) 罰則が伴なります。

○政府委員(始閑伊平君) 昨年度におきましては、大体六十五、六万トン程

度の鋼材なり或いはくず鉄なりとい

ものが輸出されました。本年度におきましても、六十万吨程度、その中で

鋼材のままで輸出いたしますものが半

分、それからいろいろ機械、或いは

船舶、車輛というような製品にして輸

出いたしますものが後の半分、こんな

計画になつております。

○細川嘉六君 それは大体どこの國へ

輸出する予定なんですか。

○政府委員(始閑伊平君) 輸出先はど

こということは計画上決定はいたして

おりませんが、やはり一番有利に買う

ところへ賣るという方針でございま

す。從来輸出いたしました先といたし

までは、フィリピン、マライ、そ

れから香港方面、それから南米等にも

若干出ましたのでございますが、イン

ドその他あの辺に輸出してございま

た。相当な渙沈な地域に出ております。

○委員長(小畠哲夫君) 先程の細川委

員の質問に関連して、その賣り手と買

い手の話が纏まらないときに、商工大

臣はどういう処置をするというわけで

ござりますか。

○政府委員(始閑伊平君) できるだけ

当事者間の話し合いでやらずということ

を眼目にいたしておる次第でございま

すが、一番最後にどうしても賣らないと

いう場合には、これは類似の他の法律の

規定を取るべきではないかと私も考えま

すが、うんと軽くするというような措

定をして、そうして罰則を設けるにし

ておるとこら見らるならば、この罰

則を若しおねばならないというよう

ことは、恐らくその前提條件から價格

として、この資源回収の目標とし

ておるとこら見らるならば、この罰

則も戦時中のようないあい強権發動で

後の状況からいつて、回収するにして

段階が出て来る。而も國家補償が決ま

つていなかい、價格にどれだけを折り込

むかも決まつていない。それから終戦

しかし最後の段階になれば、裁判沙汰

にも持つて行けるというようなことになつておりますが、これも実際上不可

能である。審議会は中央にしかない。

まあどちらにしましても普通の外の法

律のような工合にこの運用は私はうまく

行かないと大体予想がつくわけです

が、そういう法案に対し先づ玉置

委員からも話がありまし十四條以下

の罰則といふものは、相當厳しいよう

に思ひます。これが飛んでもない話だと私は

思ひますが、その点は如何ですか。

○政府委員(始閑伊平君) 実は罰則の

問題につきましては、商工省とし申し

ますよりも、むしろ法務廳の問題に関

連する多いと思いますが、ここに

ございますこの決定は、法務廳の檢

務局と相談いたしまして、一應適當ではな

いがとうございました。しかし、この罰則の

適用を取るべきではないかと私も考えま

すが、うんと軽くするというような措

定をして、そうして罰則を設けるにし

ておるとこら見らるならば、この罰

則も戦時中のようないあい強権發動で

後の状況からいつて、回収するにして

段階が出て来る。而も國家補償が決ま

つていなかい、價格にどれだけを折り込

むかも決まつていない。それから終戦

しかし最後の段階になれば、裁判沙汰

にも持つて行けるというようなことになつておりますが、これも実際上不可

能である。審議会は中央にしかない。

まあどちらにしましても普通の外の法

律のような工合にこの運用は私はうまく

行かないと大体予想がつくわけです

が、そういう法案に対し先づ玉置

委員からも話がありまし十四條以下

の罰則といふものは、相當厳しいよう

に思ひます。これが飛んでもない話だと私は

思ひますが、その点は如何ですか。

○廣瀬與兵衛君 実際問題としてどう

いう場合に起り得るのですか、そういう

ことは私は想像できませんが。そうち

う万円の罰金とか十年以下の懲役

というのと、これは実際の問題としてどうい

う場合が起り得るのです。

○政府委員(始閑伊平君) どういう場

合に適用するかということは、ここに

書いてあるわけですが……

○廣瀬與兵衛君 実際問題として、実

際にそれを行なつた場合に、我々がそ

の法律を守つて行かなければならぬ

ですが、そうした場合に、どういう場

合にそういうことが起り得るのでありますか。

○政府委員(始閑伊平君) くず化物件として指定を受けたときに、切符を持つてない場合には勝手に賣れないといふ形になるわけありますが、それを勝手にブローカーに渡すとか、それを勝手に流してしまうというような場合に、適用があるわけあります。

○廣瀬與兵衛君 そうしたならば、それだけの價格があるものならば、自由に高く賣らした方がいいぢやありませんか。

○政府委員(始閑伊平君) その点は、一体この法律が何のために必要であるかという問題になると思うのであります。第一の必要性は、これは有利ならば賣るということもございますが、第一の必要性は、これは有利ならば賣るといふ点から、先程から御説明申上げておりますように、全般的な脅制はいたしませんが、極力不均衡の点が第一点であります。

第二の点といたしましては、その場合に途中のブローカーの手に入るといふことを防ぐ点から、先程から御説明申上げておりますように、全般的な脅制はいたしませんが、極力不均衡をならしながら、つまり有効なところに入つて行く、こういうふうなところが、第二点でございます。それから誰が見てもくず化すべきものであるといふことが明らかであるにも拘わらず、のみならず適当な対價を出してもどうしても譲渡に肯んじないといふような場合には、譲渡の命令を出せると、この三つが目的でござります。

○廣瀬與兵衛君 ブローカーの手に移りますか。

つてはいけない程安く買うのですか。ブローカーの手に移つても、結局そのくず鉄が政府に行けばよいぢやないか。

○政府委員(始閑伊平君) 一番有効な用途に供し得る場所に成るべく直接に行かないと、こうう考えでございます。但し製鉄用その他非常に屑の需要がでございますので、そういう場合には信用のある鉄くず問屋を使うといふことも考えております。

○栗山眞夫君 今の御發言でロジック

が合わないのですが、私は先程から何回も申上げておるよう、現在工場で、その工場が閉鎖して要らなくなる、業種轉換をして要らなくなる、その工場の中には現にくず化しなくとも相当なくず鉄があると、それを計画に載せるべきではないか。そういうものはどうせ國の用に立つのだから手を着けないと、こう言われたのですが、そういう工合に言われる、今の廣瀬委員の言われたことも尤もなことで、出さないといふことは、經濟條件が合わないのか、何かあるので、それを無理に強行するところが少しお解しにくいといふわけなんです。この点はもう少し納得の行くように説明を願いたいと思うのであります。

午後零時五分散会
出席者は左の通り

委員長	小畠 哲夫君
理事	山田 佐一君
	島 清君
	玉置吉之丞君
	廣瀬與兵衛君
	小杉 繁安君
	境野 清輔君
	佐伯卯四郎君
	阿竹齊次郎君
	細川 嘉六君
	駒井 藤平君
	平岡 市三君
	栗山 良夫君

政府委員
商工政務次官
(商工事務官)
(鐵鋼局長)
小林 英三君
始閑 伊平君

〔速記中止〕
○委員長(小畠哲夫君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(小畠哲夫君) 速記を始めます。お詫びいたします。本日はこの程度で本委員会は散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
にて散会いたします。